新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】（令和２年９月４日時点）

※下線部が前回示したガイドラインから改訂した内容です。

島根県教育委員会

新型コロナウイルス感染症については、各学校における長期的な対応が見込まれますが、このような中においても持続的に生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくことが求められます。これまでと同様に、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「３つの密（密閉・密集・密接)」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」を取り入れながら、子どもたち一人一人の健やかな学びを保障する「新しい学びの環境づくり」を進めていく必要があります。

これからは、新型コロナウイルスと向き合いながら学校生活を営むための新たな行動スタイルの在り方を、生徒及び教職員一人一人が考え、行動し、定着させていくことが求められます。各学校においては、このガイドラインに従い、管理職を中心として、より一層安心・安全な学校づくりを進めていただくようお願いします。

１　保健管理等について

（１）基本的な感染症対策の実施について

□ 令和２年３月２５日付け島教企第１４２８号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知)」で示した内容のとおり、引き続き次の事項について徹底を図ること。

① 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪症状がみられる生徒については、自宅で休養させることを徹底する。

・家庭と連携した毎朝の検温、体温の記録及び風邪症状の確認
・登校前に確認できなかった生徒については、教室に入る前の保健室等での検温及び風邪症状の確認
・朝礼等における生徒の発熱の有無及び健康状態についての確認
・学校内で発熱等の風邪症状などにより体調が悪くなった場合の教職員への速やかな報告の徹底

② 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット、原則としてマスクの着用を徹底する。教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、

スイッチなど）は、一日に一回、水拭きしたあと、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くなど、環境衛生を良好に保つ。

③　抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

（２）授業等教育活動を行うにあたっての注意事項について

□ 学校生活においては、生徒同士が接近する場面も想定されることから、教職員を含め身体的距離が十分に取れないときは、マスクを着用するべきである。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はないこと。

① 十分な身体的距離が確保できる場合

② 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日で、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合

夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなど配慮をすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険性があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。

③ 生徒本人が暑さで息苦しいと感じた場合

マスクを外したり、一時的に片耳にかけて呼吸したりするなど自己の判断でも適切に対応できるよう指導すること。

④ 夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中での登下校時に、人と十分な距離を確保できる場合

※フェイスシールドについて

フェイスシールドが飛沫を飛ばすことを防ぐ効果について、分かっていない点も多いとされる一方で、マスクをせずフェイスシールドをしていた状況での感染を疑われる事例があったことから、例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりするなどのために、フェイスシールドのみを装着する場合には、十分に身体的距離をとりつつ実施するなど、感染症対策を十分に行うこと。

□ 教室等は休み時間毎に窓を広く開けて換気を行うようにし、授業中においても２方向のそれぞれ１つ以上の窓を開けるよう努めること。

□ エアコンを使用する場合には、外側の前後の窓と廊下側の窓を一部開けるよう努めること。

□ 換気の程度は天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談すること。

□ 教室においては、生徒の間に十分な座席の距離をとるよう努めること。

□ 授業においては、近距離での会話や発声（音読など大きな発声となるものも含む）等はできるだけ避けるよう配慮すること。

□ ただし、授業中にペア、グループ活動を行う際には、例えば、グループ活動で、机の間隔を十分に確保した上でマスクを着用して意見交換をしたり、会話を少なくして机上に置いたホワイトボードに意見を書き込んだりする等の対策や工夫をするなど感染症対策を講じて実施すること。

□ 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。

（３）休憩時間等における注意事項について

□ 教室等の換気を徹底するとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食や清掃等の前後など、こまめな手洗いを徹底すること。

□ 昼食をとる際には、机を向かい合わせにしないことやできるだけ会話を控えることなど指導すること。

（４）体調を崩した生徒への対応について

□ 校内の別室（休養室等）で検温、問診を行い、発熱等の風邪症状が認められる場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅させること。

□ 帰宅させるまでの間、他の生徒と接触させないよう別室（休養室等）で静養させること。

□ 生徒の帰宅後はその部屋の消毒を行うこと。

□ 学校の構造上どうしても別室（休養室等）の確保が難しい場合は、可能な限り他者との接触が避けられるよう、保健室等に仕切りをするなどして場所を確保すること。その際には、換気を十分に行い、他者との間隔が２ｍ以上となるようにするなど感染防止の措置をとること。

２　臨時休業の実施について

□ 今後、生徒や教職員の感染が確認された場合、感染判明後の最初の登校日から濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、当該学校の臨時休業を実施する。この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行うこと。合わせて、健康福祉部等と協議の上、生徒の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、さらに学校の全部又は一部の臨時休業を継続するか、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応とするかを決定する。

□ 緊急事態宣言が出された場合において緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合や、県内における新規感染者が急増した場合など、地域全体の活動の自粛を強化する一環として、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請がなされた場合は、地域一斉の臨時休業を決定する場合がある。

□ 生徒及び教職員の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合には、保健所や学校薬剤師と連携して、適切に校内の消毒を行うこと。なお、症状が出ていない濃厚

接触者が触った物品の消毒の必要はない。また、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力をすること。

□ 学校の全部を休業する場合は、部活動は自粛すること。

□ 臨時休業を行う際、地域毎の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校による学校教育活動の継続を行うことが考えられる。各学校においては、あらかじめそのことを想定した準備を進めておくこと。

３　学習指導について

（１）臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容の評価について

□ 臨時休業中の家庭学習の成果は、授業に準じた成果として、臨時休業期間中の学習状況の記録の提出や臨時休業期間中に与えた課題についての小テストの実施などにより、学習評価に適切に加味すること。なお、１学期の学習評価については、令和２年６月１日付け島教指第３２４号「令和２年度１学期学習評価に関わるＱ＆Ａ（６月１日時点)」を参考にすること。

□ 休業期間中に課題等で取り組んだ学習内容や教科指導を中心とした計画的登校日に行われた授業内容は、一定の要件を満たす場合、学校再開後の授業において再度取り扱う必要はないこと。

（２）授業の遅れへの対応について

□ 年間指導計画の見直し、時間割編成の工夫、学校行事の精選や夏季休業・冬季休業の短縮（ただし、夏季においては土日祝日を含み最低限１０日程度、冬季においては７日以上の休業日は確保すること）による授業時間の確保などにより、各学校において対応すること。

□ 上記の場合に、生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各校の指導体制に見合った授業日数・授業時数になっているか、教職員の負担が過重にならないかなどについて配慮すること。

□ 通常の授業時程の前後に授業を設定することも可能であるが、生徒の通学手段や通学時間帯についても十分に考慮するとともに、教職員の所定の勤務時間外に授業を行う場合は勤務時間の割り振りを適正に行うこと。

□ これらの対応により、年間の学習計画に基づく履修が進むよう配慮すること。

□ 日曜日及び土曜日については、島根県立高等学校規程の一部改正（令和２年７月１日施行）により、授業日として取り扱うことができることとしたが、実施にあたっては、事前に教育委員会と協議を行うこと。

□ 個人でも実施可能な学習活動の一部を、授業以外の場において行うことも考えられるが、その際はＩＣＴ等を有効に活用すること。

（３）実技指導や実習等を伴う教科の指導について

□ 実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、実習の説明をする際に、書画カメラやビデオ映像を活用して作業内容を示す等により「３つの密」を徹底的に回避すること。

□ 年間指導計画の中で指導の順序を変更することや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらを触る前後での手洗い、手指消毒の徹底をすること。

□ 更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫すること。

□ 次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。

・音楽科における室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、身体接触を伴う活動
・家庭科における調理等の実習
・長時間活動するグループ学習

□ 職業に関する教科の実習等に関しては、令和２年８月３１日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するＱ＆Ａについて（一部更新）」等も参考にすること。

□ 特に、水産科における乗船実習にあたっては、生徒・職員ともに感染拡大防止の対策を徹底的に講じるとともに、通常実施する学校医による乗船前の健康診断等において、過去２週間以上、感染を疑われる者との濃厚接触が無いことを確認した上で、実習開始日までの間に十分な健康観察を行い、参加の決定を行うこと。また、実習中は手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の体温検査等の健康観察を欠かさないこと。

（４）体育の授業での実技について

□ 体育の授業は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の学習活動を行うこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。

・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止に十分に留意すること。
・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。

□ 次の事項を参照し、可能な範囲で実施すること。

・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
・用具等については生徒間で不必要に使い回しをしないこと。また、共用して使用する場合は、使用前後の手洗いを行うこと。

・更衣室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
・体育の授業におけるマスクの着用については、令和２年５月２１日付けスポーツ庁事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照すること。
・水泳については、令和２年５月２２日付けスポーツ庁事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参照すること。
・熱中症予防については、令和２年６月２日付け島教保第１００号「熱中症事故の防止について（通知）」を参照すること。
・以上のほか、文部科学省作成のＱ＆Ａで示している内容に留意すること。

（５）校外活動等（インターンシップ、大学・企業見学、地域との連携学習等）の実施について

□ 企業や地域等の受入先と感染症対策について十分に協議の上、「３つの密」を避けることに留意しながら、次のような対策を講ずること。
・事前に生徒の健康観察を行うとともに、日頃からの体調管理に努めるよう生徒へ指導すること。
・活動をする際は、生徒同士、または生徒と受入先の方との距離を可能な限り確保し、対面とならないようにすること。
・貸切バス等で移動する場合は、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気（降車時に窓を開けるなど）を徹底すること。

□ オープンキャンパスや応募前企業見学などの進路に関する活動や、ボランティア活動などの教育課程外の活動についても、これらのことを参考とすること。

□ 大学等の入試や就職試験などの受験で出かける場合においては、マスクの着用や手洗いの徹底など、移動中を含め感染防止対策を万全にするよう生徒等に指導すること。特に、県外に出かける生徒に対しては、帰県後２週間程度、毎朝の検温、体温の記録、風邪症状の確認などを生徒だけに任せるのでなく、教職員が直接本人に確認するなど、徹底した健康観察を行うこと。

４　学校行事の実施について

（１）全校集会、学年集会等について

□ 集会を行う意義や必要性を確認しつつ、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討し配慮すること。

□ 必要に応じて校内放送システム等を利用した開催を検討すること。

□ 体育館等に集まって実施する際は、感染症対策を講じた上で、「３つの密」を避けるため、次の点には特に留意すること。
・窓を広く開け、換気に努める。
・整列する際の間隔を広くとる。
・短時間で終了するよう、集会等の内容を簡潔にする。

□ 儀式的行事や避難訓練、地域清掃などの奉仕活動なども、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討し配慮すること。

（２）遠足、修学旅行及び研修旅行等について

□ 実施の時期や可否について検討すること。

□ 延期を検討する場合は、行き先や交通機関の状況などの情報収集をした上で、慎重に検討すること。

□ 貸切バス等で移動する場合は、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気（降車時に窓を開けるなど）を徹底すること。

□ 必要に応じて、一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第２版)」(令和２年６月２３日)を参考にし、事前に旅行業者と感染症対策について十分に協議すること。

□ 特に海外への修学旅行や研修旅行の計画がある場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況等外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で慎重に検討すること。実施とする場合は、改めて教育委員会と協議すること。なお、一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第２版)」（令和２年６月２３日）も参考とすること。

（３）学園祭等について

□ 学園祭や実習製品の販売実習などは、修学旅行と同様、生徒が密集して長時間活動する学校行事であるため、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。

□ 実施にあたっては､「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドラインに関するＱ＆Ａ（９月４日時点)」で示した内容（Ｑ１７～Ｑ２５）を参考に、適切に対応すること。

５　部活動について

□ ６月１日以降、部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこととするが、次の点を踏まえ、適切に実施すること。

・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止に十分に留意すること。

・活動前の検温や健康状況の確認を徹底するとともに、生徒の健康状況に関する情報を保護者と共有すること。

・発熱等の風邪の症状が見られる時など、体調面に少しでも不安のある生徒については、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう顧問・指導者から適切に指示すること。

・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。

・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。

・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。

・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。なお、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。

・屋内において多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。なお、屋内屋外を問わず、近距離での大声の発声は徹底的に避けること。

・用具等については生徒間で不必要に使い回しをしないこと。また、共用して使用する場合は、使用前後の手洗いを行うこと。

・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じること。

・熱中症予防については、令和２年６月２日付け島教保第１００号「熱中症事故の防止について（通知）」を参照すること。

・中央競技団体等から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。

・以上のほか、文部科学省作成のＱ＆Ａで示している内容に留意すること。

□ 各種大会・コンクール、練習試合・合同練習、合宿（以下「大会等」）の参加及び主催については、次の点を踏まえ、可能な限りの感染症対策を行うこと。

・大会等の参加及び主催の時期や可否について十分に検討すること。その際、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで検討するのではなく、学校として責任をもって検討し、判断すること。

・貸し切りバス等で移動する場合は、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気（降車時に窓を開けるなど）を徹底すること。

・宿泊を伴う場合、宿舎内では基本的にマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底すること。また、各室内の定期的な換気を徹底すること。

・宿泊場所での食事については、直前までマスクを着用する、食事前後の手洗いを徹底する、利用時間を割り振るなど同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事中の会話は控えるなどの対応をとること。また、食事の配膳や片付けの際に、動線が交差したり、密になったりしないような工夫をすること。

・宿泊場所での入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の会話は控えるなどの対応をとること。

・大会等に参加している場合においても、生徒が体調の不良を感じた場合には、ためらわず顧問・指導者に申し出ることができる体制を整えること。

□ 今後の部活動の実施については、別紙「県立学校の部活動の実施に関する段階的スケジュール（８/１８時点）」も参照すること。

６　生徒の心のケアについて

□ 学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や面談を行い、休業期間中のストレスや感染への不安、今後の学校生活に対する不安など生徒の心の健康状況の把握に

努めること。特に大きく環境の変わった１年生やしまね留学生等、目標とする大会等が中止となった３年生については、心の健康状況の把握に細心の注意を払うこと。

□ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、管理職のリーダーシップのもと、関係職員がチームとして組織的に対応すること。相談窓口（「いじめ相談テレフォン」、「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」、「しまね子どもＳＮＳ相談『相談してみるにゃ!』（７月５日～１０月１０日）」等）を適宜周知するなど、生徒の心のケア等に配慮すること。

□ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行い、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努めること。また、そのような事案に直面した場合の生徒の心のケアを含めた支援についても、適切に対応すること。

□ 文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」（令和２年４月）を有効に活用し、発達段階を踏まえた指導を工夫すること。

（掲載ＨＰ　https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm）

７　寄宿舎における対応について

□ 寄宿舎生の健康管理や基本的な感染症対策については、次の点に留意すること。

・毎朝の検温と健康状況の確認を行い、記録をとること。

・寄宿舎生が体調の不良を感じた場合には、ためらわず舎監に申し出ることができる体制を整えること。

・寄宿舎内では基本的にマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底すること。やむを得ずマスクを外す場合には、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるようにすること。

□ 寄宿舎内の清掃・消毒や換気については、次の点に留意すること。

・寄宿舎内の清掃・消毒について、適切な方法と頻度を定めて実施すること。その際、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにすること。また、舎室等の定期的な換気（３０分に１回以上）を徹底すること。共用スペース等において窓や換気装置のない場所では、扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作ること。

・給水器、自動販売機などの共用設備や下駄箱、ドアノブや手すりなど、寄宿舎生がよく手を触れる箇所は、１日に１回以上消毒を行うこと。この場合、寄宿舎生が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫をすること。

□ 食堂の利用については、次の点に留意すること。

・食事の際には、直前までマスクを着用する、食事前後の手洗いを徹底する、利用時間を割り振るなど同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事中の会話は控えるなどの対応をとること。また、食事の配膳や片付けの際に、動線が交差したり、密になったりしないような工夫をすること。

・食卓は座席の間隔を空けること。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的に分かるような工夫をすること。

・食事の配膳はビュッフェ形式を避けることが望ましいが、やむを得ない場合（余った料理を自由に取る場合など）は、次の点に留意すること。

⑴ 料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行う。

⑵ マスクを着用する。

⑶ 料理のそばでは会話を控える。

・食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒すること。

□ 浴室の利用については、次の点に留意すること。

・入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の会話は控えるなどの対応をとること。

・浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒すること（１日１回以上）。

□ トイレの使用や衣類等の洗濯については、次の点に留意すること。

・トイレの使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用すること。

・トイレ内のドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所は定期的に消毒すること（１日１回以上）。

・トイレ内の常時換気扇をオンにしておくなど、換気に留意すること。

・リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行うこと。

□ 寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合は、次の点を踏まえ、適切に対応すること。

・寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合は、すぐに静養室等（別室）に移動させ、そこで静養させること。その後、速やかに当該寄宿舎生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は本ガイドラインの末尾参照）にすぐに相談し、その指示に従うこと。特に、体調不良者が同時に複数名以上（例えば３名以上）発生した場合には、そのことを学校医に伝えること。

・しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談する際には、対象の生徒が、トイレ・浴室・食堂を共同利用する集団生活を行っている寄宿舎生であることを必ず申告すること。

・ＰＣＲ検査を受け、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、その後の療養期間の対応について、保護者への引き渡しが可能な場合は、保護者と相談をし、早期の帰省を促すこと。

□ 寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合の対応や、長期休業期間等における寄宿舎生の自宅への帰省にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドラインに関するＱ＆Ａ（９月４日時点）」で示した内容を参考に、適切に対応すること。

８　生徒の出欠の取扱いについて

（１）出席停止等の取扱いについて

□ 保護者から感染の危険性がある等の理由で学校を休ませたいとの申し出があった場合には、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について

十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努め、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わないこと。

□ 感染経路が不明な患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができること。

□ 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、引き続き自宅で休養させるよう徹底を図り、その場合の扱いはこれまでどおり出席停止として取り扱うこと。

（２）分散登校日を設定する場合の出欠の取扱いについて

□ 学校の全部を休業としている期間に、分散登校日を設定する場合は、これまでどおり授業日数には含めないこと。

□ 学校再開後に３密対策として分散登校を設定する場合であって、一部の学年又は一部のクラス等を出校の対象としない時は、授業日数及び出校の対象でない生徒の出欠の取扱いは次の通りとすること。

① 一部の学年を出校としない場合、当該学年について当該日は授業日数に含めない。
（例）１年生のみ臨時休業として、２年生及び３年生が分散登校

② 一部のクラス又は一部の生徒を出校の対象としない場合、当該日は学年全体の授業日数に含まれ、出校の対象である生徒については出欠を記録するが、出校の対象でない生徒については「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
（例）各学年の偶数クラスのみ臨時休業として、奇数クラスが分散登校

□ なお、出校はしているが、授業を受ける際に、次のようにクラスをいくつかに分割するような場合は、別室等で学習する生徒も、授業日数に含め、出欠を記録すること。いずれも、同時展開で教員が随時学習指導に行くような場合も含むものとする。

① 分割した一部の生徒を別室等で授業と同等の課題に取り組ませ学習させる場合

② 分割した一部の生徒を別室等で授業のライブ配信の受信により学習をさせる場合

９　教職員の服務について

□ 教職員は感染拡大防止のため意識をしっかりと持ち、職場や日常生活において「３つの密」を徹底的に避けるとともに、「３つの密」のある場への外出機会を極力減らすなど、自覚を持った行動をとるよう徹底すること。

□ 各所属においては所属の教職員に次のことを徹底すること。

・各教職員に対し、出勤前に検温を行い、体温を記録しておくよう指示する。
・教職員の日々の健康状態の把握に配意するとともに、朝礼等において始業時の教職員の発熱の有無及び健康状態について確認する。
・勤務時間内においても、発熱等の風邪症状などにより体調が悪くなった場合は、必ず申告するよう教職員に指示するとともに、申告があった場合は、当該教職員の状況を確認の上、退庁させる。

□ 発熱等の風邪症状が見られる場合は、出勤や外出を自粛するとともに、感染が疑われる症状が見られる場合は、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は本ガイドラインの末尾参照）に相談すること。

□ 出張については、所属において実際に訪問することの必要性を十分検討の上、命ずること。また、東京都との移動については、特に慎重に判断すること。

□ 他県（鳥取県を除く）への出張から戻った教職員に対しては、帰県後２週間程度、本人任せにせず、所属長から直接本人に確認するなど、所属長が責任をもって健康観察を行うこと。

□ 対面会議については、人との接触を低減する観点から、所属において開催の必要性を十分に検討し、テレビ会議、電話、電子メール等の活用など、その方法について十分に検討の上、適切に対応すること。

□ 教職員又はその親族等が「帰国者、接触者外来相談センター」等において、「帰国者、接触者外来」へ受診を案内された場合や、臨時休業その他の事情により子の世話を行う教職員が当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合などは、特別休暇の取得により対応すること。

□ 上記のような場合であっても、在宅勤務制度の利用が可能な場合は、必要な手続きをとった上で在宅勤務を行うこと。

□ 週休日である土曜日又は日曜日に授業を行う場合には、週休日の振替又は勤務時間の割り振り変更を適切に行うなど、勤務の適正化に努めること。

（参考）しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（各保健所の相談番号）

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	松江市、安来市	０８５２－３３－７６３８
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	０８５４－４７－７７７７
出雲保健所	出雲市	０８５３－２４－７０１７
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	０８５４－８４－９８１０
浜田保健所	浜田市、江津市	０８５５－２９－５９６７
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	０８５６－２５－７０１１
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	０８５１２－２－９９００

※相談内容により、必要に応じて「帰国者・接触者相談センター」につながれます。

（別紙）

県立学校の部活動の実施に関する段階的スケジュール（8/18 時点）

８月１日（土）以降の取扱いについて

各種大会･コンクール、練習試合･合同練習、合宿（以下「大会等」）の参加及び主催については、可能な限り感染症対策を行った上で、次に示す条件に沿って実施可能とする。

○ 大会等への参加に関しては、国及び島根県が示す外出自粛制限、会場地の感染状況や自治体が提供している情報などを確認し、参加の可否を十分に検討すること。また、大会等を主催する場合には、国及び島根県が示す外出自粛の制限、参加校の所在地の感染状況や自治体が提供している情報などを確認し、状況に応じて大会等の開催を含め受け入れの可否を十分に検討すること。

○ 各競技団体等から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。

大会等の入場者（生徒･教職員･役員･観客等すべての人員）については、次に示す感染症対策の徹底を図った上で、各大会等の状況に応じて可能な範囲で入場を認めることができるものとする。入場者数の考え方については、島根県が示すイベント開催制限に準じるものとする。

○ 入場者数については、屋内の場合は収容定員の５０％以内又は５，０００人以下のどちらか少ない方、屋外の場合は身体的距離（できるだけ２メートル･最低１メートル）が確保できる人数又は５，０００人以下のどちらか少ない方を上限とすること。また、収容定員が定まっていない屋内の施設を利用する際は、身体的距離（同上）が確保できる人数を上限とすること。

○ 入場者に対する感染症対策は以下のとおりとする。

・入場前に、検温や健康チェックを行うこと。

・入場者名簿を作成し、氏名･連絡先を把握すること。名簿は個人情報の取扱いに十分注意しながら、２か月間保管すること。

・以下の「入場者が遵守すべき事項」については、事前に入場者へ周知すること。また、当日は適宜、放送等を用いて入場者へ呼びかけるなど、感染症対策の徹底を図ること。

＜入場者が遵守すべき事項＞

・発熱や軽度であっても咳･咽頭痛などの症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合、過去 14 日以内に政府から入国制限･入国後の観察期間を必要とされている国･地域等への渡航又は在住者との濃厚接触がある場合は入場を自粛すること。

・マスクを持参すること。着用に際しては熱中症予防を考慮すること。

・入退場の際は手指消毒を行うこと。

・観戦の際は、屋内、屋外を問わず、周囲との身体的距離（同上）を確保すること。

・大きな声での会話や応援をしないこと。

・大会等終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者へ速やかに報告すること。

・その他、主催者が求める感染防止のための措置や指示に従うこと。

※８月中に実施予定の代替大会（県高校夏季体育大会・県高校夏季野球大会）については、今回の改訂内容は適用しないこととする。

※本スケジュールは今後の感染状況等に応じて変更することがある。

【参考】これまでの経緯

５月２５日(月)～　教科指導を中心に学校教育活動を展開する期間
６月１日(月)～　　可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う期間
６月１３日(土)～　対外試合（練習試合等）により大会参加へ向けた準備期間

○ 可能な限り感染症対策を行った上で、県内及び生活圏を同じくする隣県の高校生との練習試合・合同練習の参加を可能とする。

○ ６月１９日（金）からは、可能な限り感染症対策を行った上で、県内及び県外校との練習試合・合同練習への参加を可能とする。ただし、県境をまたぐ移動の際には、移動先の自治体が提供している情報などを確認し、感染予防に努めるとともに、参加の可否を十分に検討すること。

○ 原則として無観客で実施すること。また、日程や試合時間等を工夫し、長距離の移動や宿泊が極力必要とならないように配慮すること。

○ 各競技団体等から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。

７月１０日(金)～　対外試合（公式試合等）の開催・参加可能期間

○ 可能な限り感染症対策を行った上で、県内外で行われる公式大会・コンクール等への参加を可能とする。ただし、県境をまたぐ移動の際には、移動先の自治体が提供している情報などを確認し、感染予防に努めるとともに、参加の可否を十分に検討すること。

○ 日程や試合時間等を工夫し、長距離の移動や宿泊が極力必要とならないようにすること。

○ 各競技団体等から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。

○ 原則として無観客で実施すること。ただし、控えの部員及び３年生の保護者等（３年生１名に対し２名まで）に限り観戦を認める。なお、観戦にあたっては以下について留意すること。

・発熱･咳･咽頭痛の症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限､入国後の観察期間を必要とされている国､地域等への渡航又は在住者との濃厚接触がある場合については、観戦を自粛すること。

・マスクを持参すること。着用に際しては熱中症予防を考慮すること。

・大きな声での会話や応援をしないこと。

・保護者等が観戦後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学校関係者へ速やかに報告するよう徹底すること。

・対外試合を主催する場合は、観戦者を含む関係者全員の名簿の作成や、会場規模に応じた観戦者数制限等、感染防止のための措置を適切に行うこと。

・その他、主催者が求める感染防止のための措置や指示に従うこと。